

船橋市教育委員会会議 8 月定例会会議録

1. 日 時 令和 7 年 8 月 2 1 日 (木)
開 会 午後 2 時 0 0 分
閉 会 午後 3 時 3 2 分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員

教 育 長	松 本 淳
教育長職務代理者	小 島 千 鶴
委 員	朝 倉 暁 生
委 員	蓮 池 政 貴
委 員	大 塚 佳 子
4. 出席職員

教育次長	小 栗 俊 一
管理部長	鈴 木 寿 雄
生涯学習部長	高 橋 伸 行
教育総務課長	醍 醐 紀 子
施設課長	高 誠 司
学務課長	長谷川 右
指導課長	内 野 義 孝
指導課課長補佐	森 貴 俊
児童・生徒サポート室長	藤 宮 公 章
保健体育課課長補佐	高 村 泰 央
総合教育センター所長	小 川 欣 弘
教育支援室長	金 子 勝 一
市立船橋高校校長	近 藤 義 行
市立船橋高校事務長	鈴 木 靖 弘
教科用図書選定委員会副委員長	太 田 由 紀
社会教育課長	藤 井 好 実
文化課長	阿 部 健一郎
青少年課長	由 良 公 伸
生涯スポーツ課課長補佐	三 橋 康 志
中央公民館長	加 藤 宏 之
西図書館長	柴 山 和香子
郷土資料館長	金 子 俊

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第30号 令和8年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに船橋市立特別支援学校及び船橋市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

議案第31号 令和8年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について

議案第32号 令和7年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第33号 令和7年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第34号 令和7年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第35号 令和7年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第36号 令和7年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

第3 報告事項

- (1) 令和7年第2回船橋市議会定例会の報告について
- (2) 令和7年度第61回船橋市中学校総合体育大会結果
- (3) 令和7年度全国体育大会の結果について
- (4) 第12回ふなばしミュージックストリート
- (5) 船橋市の縄文時代にまつわる絵画コンテスト
- (6) その他

6. 議事の内容

【教育長】

ただいまから教育委員会会議8月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りいたします。

7月24日に開催いたしました教育委員会会議7月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録につきましては承認いたします。

それでは議事に入りますが、本日の案件は議案第30号から議案第36号の議案7件、報告事項（1）から（6）の報告事項6件です。

議案第32号から第36号につきましては教育委員会会議規則第12条第1項第4号に該当しますので、非公開といたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そういうようにいたします。

それでは、はじめに議案第30号について、指導課、説明願います。

【指導課長】

それでは、議案第30号「令和8年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに船橋市立特別支援学校及び船橋市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」、ご説明をいたします。

令和8年度に船橋市立小・中学校並びに特別支援学校小学部・中学部並びに小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書を採択するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第15号の規定に基づき、教育委員会会議において議決を得る必要があるため、本議案を提出いたします。

令和7年6月2日付、千葉県教育委員会教育長発通知「義務教育諸学校における令和8年度使用教科用図書の採択について」により、以下の指導及び助言がございました。

令和8年度において、1、小学校用教科用図書については、学校教育法等の一部を改正する法律による改正後の学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和7年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。2、中学校教科用図書については、附則9条図書を使用する場合を除き、基本的に令和7年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。3、特別支援学校の小学部については、附則9条図書を除き、基本的に令和7年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。4、特別支援学校の中学部については、附則9条図書を除き、基本的に令和7年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。5、附則9条図書の採択については、千葉県教育委員会の作成した選定資料を生かし、児童生徒用の

教科の主たる教材として教育目標を達成する上で適切な図書を採択することとなっております。

次に、教科用図書採択の公正確保についてです。（１）としまして、教科用図書選定に関わる委員、または調査員等の選任に当たっては、特定の教科書発行者と関係を有する者が関与することのないように留意すること。（２）として、教科書発行者に限らず、外部からの働きかけに左右されることなく静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正な採択を行うこと。教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めておくこと。外部からの不当な働きかけにより公正確保に関し問題が生じていると考えられる場合には、適切な措置を講ずるとともに、速やかに千葉県教育委員会に報告すること。（３）として、十分な審議や調査研究を経ずに、これまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教員のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。そのほか、教科書の採択に関する情報の積極的な公表に努めること。教育委員会の教育長及び委員が十分な時間的余裕をもって教科書見本を閲覧し、吟味する環境を整えること。

主な指導及び助言の内容は以上でございます。

これらを踏まえ、本年度、教育委員の皆様には採択についてのご審議をお願いするのは、令和８年度使用の特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書についてとなります。

なお、その他の小学校及び中学校用の教科書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１４条により、昨年度採択したのと同じ教科書を採択していただくこととなりますので、はじめにそちらの採択をお願いいたします。

【教育長】

ただいま事務局から説明がございました。県の指導もございますので、小学校・中学校教科用図書については別冊の７、８ページの別表１・２に掲載の教科用図書を継続採択するということについてご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

小学校・中学校教科用図書は、全種目において令和７年度と同一の教科用図書を採択することといたします。

続きまして、特別支援学校及び特別支援学級用の教科用図書の選定について、指導課、説明願います。

【指導課長】

続きまして、本年度採択についてご審議をお願いする特別支援学校及び特別支援学級教科用図書についてご説明いたします。

9から11ページの別表3が本年度使用の特別支援学校教科用図書の一覧でございます。

13ページの別表4の1が特別支援学校及び特別支援学級用に新たに選定された図書でございます。

各教科書の調査研究の結果は、委員の皆様にお配りしてあります令和8年度使用教科用図書選定資料にございますので、そちらをご覧ください。

では、この後、令和8年度使用の特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の選定につきまして、船橋市教科用図書選定委員会副委員長である宮本中学校校長よりご報告させていただきます。

なお、各教科書についてのご質問につきましては教育支援室長がお答えいたします。

【教科用図書選定委員会副委員長】

それでは、令和8年度使用の特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の選定につきましてご報告いたします。

はじめに、本日の報告に至るまでの経緯についてご説明いたします。

令和7年3月の教育委員会会議定例会において令和8年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱及び専門調査委員数についてご承認いただき、5月の教育委員会会議定例会において選定委員会委員についてご承認をいただきました。

このことを受け、5月28日に第1回船橋市教科用図書選定委員会を開催し、令和8年度使用の附則9条図書について調査研究をするため、専門調査委員会を設置いたしました。専門調査員は、教育に対して豊富な経験を有し、各教科の教科用図書について識見を有する教職員でございます。

調査・研究に当たっては、県教育委員会が示した基本的な4観点である内容、組織・配列、表現、造本について考慮いたしました。

7月7日には第2回選定委員会を開催し、専門調査員から調査報告と質疑を行い、その結果を基に令和8年度使用の特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書について協議し、選定をいたしました。

以上が選定までの経緯でございます。

【教育長】

それでは、特別支援教育の教科用図書の審議に移りますので、教科用図書選定委員会から説明願います。

【教科用図書選定委員会副委員長】

特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書附則 9 条本の選定結果について報告いたします。

まず、特別支援学校・特別支援学級の教科用図書につきまして簡単に説明させていただきます。

特別支援学校及び特別支援学級では、3 種類の教科書から児童生徒一人ひとりの実態に合わせて選定できることとなっております。1 つ目は文部科学省の検定済教科書、2 つ目は文部科学省著作の特別支援学校用教科書、いわゆる星本、3 つ目は学校教育法附則 9 条の規定による一般図書です。

今回、選定委員会では、学校教育法附則 9 条の規定による一般図書 4 冊を選定しました。

15 ページ、令和 8 年度使用教科用図書調査研究報告書に詳細な報告を掲載してあります。

専門調査員の報告・質疑の中から、4 冊それぞれの特徴についてご報告させていただきます。

まず、1 冊目は算数・数学の「スキンシップ絵本かずのえほん」です。これは、子どもたちに身近な動物や食べ物、乗り物などの絵を用いた 1 から 100 までの数の数え方、ものの大小、長短、種別等、算数の基礎となる考え方、考える力を数に興味を持って楽しく学べることができます。1 から 20 は 1 つずつ数えながら数に親しみ、20 から 100 は 10 ずつのまとまりで数を学ぶことができ、発達段階に即して数を数える、考えるページと、どこからでも取り組める構成になっています。数の読み方やものの数え方が平仮名で分かりやすく表記されていて、数字やイラストも見開きにまとめられているので関連しやすく、人や動物、身近なものを数えたり、果物の大きさを比較したりするなど、日常の生活場面で生かしやすい内容となっております。

2 冊目は、算数・数学の「さわって学べる算数図鑑」です。これは、動かす、開ける、組み立てるなどの操作を通じて、数や図形などを体感的に学ぶことができるようになっています。数量や図形に関する基本的な内容の学習に仕掛けを操作しながら取り組むことができ、巻末にクイズという名称で学習した内容のまとめの問題に取り組めるようになっています。算数の用語が分かりやすい言葉で説明されていて、漢字には全て振り仮名が振ってあり、図形は形ごとに色分けされ見やすくなっているので、苦手意識を持ちやすい分数や図形の学習を仕掛けや操作を通して学習することができるようになっています。図形に関しては、実際に形を操作することで図形を発展的に学習することができるようになっています。また、分数ではイラストや仕掛けを通して、量についてイメー

じしやすく楽しみながら学習に取り組むことができるようになっていきます。

3冊目は、生活・社会の「絵でわかるこどものせいかつずかん1 みのまわりのきほん」です。これは、子どもたちの実生活に沿って分かりやすいイラストと平仮名で書かれた簡単な説明文がついており、一つ一つ確認しながら日常生活の基本の動作を学ぶことができます。見開きに1つの生活動作についてまとめられ、分かりやすく順序立てて学習できます。日常生活に結びつけやすいことやイラストが多く分かりやすい説明文があることから、幅広い発達段階の子どもに合わせて使用できると考えます。

最後に、保健・体育の「改訂新版 くらしに役立つ保健体育」です。これは、健康的な生活を送るために必要な内容が取り上げられており、内容が3つの章に分かれていて、読み取りやすくなっています。保健分野の内容では、実生活に必要なスキルに関連する内容が取り上げられていて、自分の体の健康に関連する知識を身につけることができるようになっています。また、自然災害や環境問題に関する内容もあり、健康な生活を送ることができるようにする内容が取り扱われており、学校を卒業した後の就労後の生活についても学習できるようになっています。体育分野では、内容が理論編と実技編に分けて構成されており、運動やスポーツの多様性について記載されていて、身につけた知識を実技に生かすことができるようになっています。

それぞれの学習單元ごとに調べ学習や話し合いの活動が設定されており、単元のまとめでは自分の生活に関連するように深める学習が設定されています。また、フルカラーで動きがイメージしやすいようイラストが多く記載されていて、二次元コードを読み取ることで動画の視聴をすることができるように工夫されています。

以上の理由により、4冊全てが推薦するにふさわしいと考え、選定したところでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま特別支援教育の教科用図書について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(各委員質問、意見なし。)

児童生徒の一人ひとりの実態に合わせて選定できるという説明がありました。教科書を見せていただくと、大分レベル差といたしますか、内容に差があるのですが、それぞれどれぐらいの学年の範囲で使用するかと考えているのかお伺いします。

【教育支援室長】

まず、「かずのえほん」については小学校低学年・中学年、特別支援学級小学部・中学部が対象と考えられます。

「算数図鑑」は小学校の高学年、特別支援学校小学部・中学部が対象とを考えます。

「保健体育」につきましては、中学生、特別支援学校中学部・高等部が対象と考えます。

「せいかつずかん」は、小学校低学年、中学年、高学年、特別支援学校小学部・中学部が対象とを考えます。

【教育長】

つまり生徒によって個別に選定していくと考えてよろしいでしょうか。

【教育支援室長】

そのとおりでございます。

【教育長】

その他、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

【大塚委員】

先ほど個別で選ぶという説明でした。児童生徒は特性に大差というか、違いがあると思うのですが、個々の児童生徒の理解に応じた補充的というか、できる生徒はもう少しやれるという場合もあると思いますが、そういう発展的な工夫は行っていますか。

【教育支援室長】

「かずのえほん」は、1から100までの数の数え方を学び、ものの大小、長短、種別等、算数の基礎となる考える力を養えるよう配列されております。

「算数図鑑」は、図形の学習で、図形を並べ替えることで違う形になる学習に取り組めるように工夫されています。

「保健体育」は、それぞれの学習單元ごとに調べ学習や話合いの活動が設定されており、単元のまとめでは自分の生活に関連するように深める学習が設定されております。

「せいかつずかん」は、低学年の児童にとってはより基本的な生活動作を、高学年児童には少し発展的な基本動作を、発達段階や生活経験に合わせて学習することができる工夫がされております。

【教育長】

それでは、ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【小島委員】

「算数図鑑」は普通級の子でも先生の説明や教科書の説明では少しぴんときなかつた

ような子が、これを見れば「ああ、こういうことか」と頭にすっと入るような仕掛けがしてあって非常に優れていると思いました。特に平面から立体という、なかなか教科書で見ているだけでは分からないような部分が、自分の手で組み立てることのできるというところはとてもすばらしいと思います。

また、「かずのえほん」も、絵柄もかわいらしいし、色合い等もくっきりして非常に見やすいのと、1つの数について語られている部分でも絵柄が全部一緒ではなく、例えばいろいろな別の色であったり、別の形のものがあっても、これを全部数えると100だよとか、あるいは、その中から抜いていって、こういうものが幾つあるかなとか、そういう概念的なものを教えるのに非常に役に立つと思いました。

両方とも、ぜひ採用していただきたいと思います。

【教育長】

そのほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【蓮池委員】

これらの教材を使って授業で学んだことを日常生活に生かすという点では、どのような配慮が行われているでしょうか。

【教育支援室長】

「かずのえほん」は、人や動物、身近なものを数えたり、果物の大きさを比較したりするなど、日常の生活場面で生かしやすい内容となっています。

「保健体育」は、保健の分野の中で自然災害や環境問題に関する内容も含まれており、健康な生活を送ることができるようにする内容が取り扱われております。また、学校卒業後の就労後の生活についても学習できるようになっています。

「せいかつずかん」は、自分の生活に身近な基本動作が取り上げられております。

【教育長】

そのほか、ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

【朝倉委員】

児童生徒が学習内容に興味を持っていただくというのはすごく重要なことだと思いますので、児童生徒にとって興味深い題材など、それぞれの教科書にどのような工夫があったか教えてください。

【教育支援室長】

「かずのえほん」は、身近な動物や食べ物、乗り物等の絵が鮮明な輪郭で親しみやす

く色鮮やかに描かれています。

「算数図鑑」は、苦手意識を持ちやすい分数や図形の学習を仕掛けや操作を通して学習することができるようになっています。

「せいかつずかん」は、ふだんの生活の中で行うことが多い基本の生活動作を取り上げており、自分の生活に結びつけて学習することができます。

【教育長】

そのほかに意見ございますでしょうか。

(各委員、意見なし。)

それでは、特別支援教育の教科用図書について採択をいたしたいと思います。

本年度追加分を含む学校教育法附則第9条の規定による一般図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を採択するものとしてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

令和8年度市立特別支援学校及び小・中学校特別支援学級において使用する教科用図書として、本年度追加分を含む学校教育法附則第9条の規定による一般図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を採択いたします。

以上によりまして、議案第30号「令和8年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに船橋市立特別支援学校及び船橋市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」はそれぞれの教科用図書について採択を終了し、可決されました。

それでは、続きまして議案第31号について、指導課、説明願います。

【指導課長】

議案第31号「令和8年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」ご説明をいたします。

別冊の21ページからになります。

令和8年度に船橋市立船橋高等学校で使用する教科用図書を採択するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第15号及び船橋市立高等学校管理規則第15条の規定に基づき議決を得る必要があるため、本議案を提出いたします。

内容につきましては、この後、船橋市立船橋高等学校教科用図書選定委員長の高等学

校長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】

それでは、選定結果について、市立船橋高等学校長、説明願います。

【市立船橋高等学校長】

それでは、船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の選定につきまして、概要をご説明いたします。

本校は普通科、商業科、体育科の3学科を有し、さらに普通科では文系・理系・国際教養・α類型の4コースの教育課程を設定し、きめ細かい指導を行っているため、65冊という数になっています。

本日までの選定の経過について申し上げます。

まず、5月に教科主任を中心とした教科書研究会を開くよう指示をしました。教科書研究会においては、学習指導要領に示されている「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力」「学びに向かう力、人間性」の3つの柱をバランスよく総合的に育むことを目指した教科書を選定しています。令和8年度使用教科書においては、新しく選定した教科書が1冊ございます。

教科は日本史探求であり、本校では日本史探求は普通科及び体育科の3年次生が選択で履修します。令和7年度の日本史探求の教科書は、山川出版社の「詳説日本史」を採択しています。令和8年度では普通科は現行のままで、体育科を清水書院の「日本史探求」に変更したいと考えています。選定理由としては、図版や史料が多分に掲載されており、本文記述と図などを用いて理解を深めるとともに、史料を用いて歴史的な思考力を養うことができるためです。また、各単元の始まりに授業の見通しが持てる年表がついており、この単元で何を理解すべきかが明確です。以上の点から、日本史探求について新しく選定したいと考えます。

各教科で数回の教科書研究会を実施した後、6月6日に保護者代表2名を含めた教科書選定委員会を開催し、選定趣旨の説明を行い、了承を得たことから、来年度は資料のとりの教科書を選定することとしました。

以上です。

【教育長】

ただいま船橋市立船橋高等学校使用教科用図書について説明がございました。何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【小島委員】

今回、歴史について、体育科の教科書を変更するということですが、これは普通科で

使用するものと比較すると、体育科で使用するもののほうがより簡略化されているという理解で合っていますでしょうか。

【市立船橋高等学校長】

普通科で採択している教科書は史実が細かく掲載されており、一般受験での大学進学に十分対応したものを使用しています。体育科で新たに選択する教科書では、内容が精査され、図版や史料が多く、見て分かりやすい教科書になっております。

【教育長】

そのほかにご質問、ご意見等ございませんか。

【朝倉委員】

中学校と高校というのは、一方で高度な教育ということで、中学校で教えることと内容が接続しているということが重要だと思うのですけれども、それを踏まえて、今回変更する教科書の内容は中学校の教科書とどのような違いがあるか教えていただけますでしょうか。

【市立船橋高等学校長】

中学校の教科書より一つ一つの内容がより詳細に掲載されており、図版や史料の充実度が高くなっております。

【教育長】

そのほか、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【小島委員】

変更されたものでなく、既に昨年度も採用されているものについて改めて2点、感想のようなものになってしまうのですが、まず美術の教科書について、内容1冊与えるだけで興味のある子は授業で取り上げる、取り上げない関係なく、それで学習して、より自分が表現したいことの手助けになりそうな内容になっていました。

音楽の教科書も最近の曲も入っていたり、そういう意味では関心をそのまま引いていろいろ使ってもらいたいものが使われていて、安心しております。

また、公共の教科書、これについてもぜひ社会に出る前にきちんとおさらいしておいてほしい内容が押えられていましたので、引き続きこのような教科書をうまく活用していただいて、生徒たちの学習に役立てていただきたいと思います。

【教育長】

そのほか、いかがでしょうか。

(各委員質問、意見なし。)

では、私のほうから。この選定に当たって、先生方は生徒の様子や実態を見た上で選定されていると思うのですが、教科書は生徒にとって非常に重要なものであります。選定した教科書をしっかりと使ってもらいたいと思います。やはり授業を行っているときに、その教科書を見て理解できるということは非常に重要ではないかなと思っておりますので、活用をしっかりとお願いしたいと思います。

それから、それぞれ教科担当、教科で選んでいることになるかと思うのですが、教科書というのは学校全体で、学校がこれでやりますよということになりますので、そういう意識を生徒はもちろん持っていると思うのですが、先生方にも学校で選んでいる教科書だということを意識していただけるよう、また学校のほうでご指導よろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

(各委員質問、意見なし。)

それでは、議案第31号「令和8年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」を採決いたします。

全科目の教科用図書について、選定委員会が選定した令和8年度選定教科書一覧のとおり採択するものとしてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第31号「令和8年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」は、全科目の教科用図書について令和8年度選定教科書一覧のとおり採択し、可決いたしました。

【教育長】

続きまして、議案第32号について、施設課より順に説明願います。

議案第32号「令和7年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」

は、施設課長より順次説明後、審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第 33 号について、施設課、説明願います。

議案第 33 号「令和 7 年第 3 回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」
は、施設課長より説明後、審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第 34 号について、中央公民館、説明願います。

議案第 34 号「令和 7 年第 3 回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」
は、中央公民館長より説明後、審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第 35 号について、中央公民館、説明願います。

議案第 35 号「令和 7 年第 3 回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」
は、中央公民館長より説明後、審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第 36 号について、管理部より順に説明願います。

議案第 36 号「令和 7 年第 3 回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」
は、管理部長より順次説明後、審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（１）について、管理部、報告願います。

【管理部長】

報告事項（１）、令和 7 年第 2 回船橋市議会定例会の報告について、その概要をご報告いたします。

資料、本冊のほうになります。本冊の 5 ページをご覧ください。

まず、会期は令和 7 年 7 月 1 日から 8 月 6 日までの 37 日間で開催されました。

教育委員会に関連する議案等につきましては、記載のとおり議案 1 件、陳情 4 件でご

ざいました。

次に、議案等に対する本会議場での質疑内容を本ページから２６ページまで議員ごとに整理しております。

７月９日に行われた議案に対する質疑では、３人の議員から質問がありました。また、７月１１日から１７日の間に行われた一般質問では、１６人の議員からそれぞれ質問がありました。ご不明な点などございましたら、後ほどご質問いただければと思います。

続きまして、教育委員会に関連する議案等の各委員会及び本会議での採決結果等でございます。

議案第１号「令和７年度船橋市一般会計補正予算」は予算決算委員会、本会議とも全会一致で可決、陳情第２２号「「国における２０２６年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情」は文教委員会、本会議とも全会一致で採択、陳情第２３号「「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情」につきましては文教委員会、本会議とも全会一致で採択、陳情第２４号「ローラースケートリンク増設に関する陳情」は文教委員会、本会議とも賛成少数で不採択、陳情第２５号「金杉十字路付近への移動図書館のステーション設置に関する陳情」につきましては文教委員会、本会議とも賛成少数で不採択という結果でございました。

令和７年第２回船橋市議会定例会の報告は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がございました。

何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

（各委員質問、意見なし。）

続きまして、報告事項（２）から（５）につきましては定例の報告事項でございます。説明を省略したいと思います。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

（各委員質問、意見なし。）

それでは、報告事項（６）その他で何か報告したいことがある方は報告願います。ございませんか。

（各委員・理事者報告なし。）

それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議８月定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後 3 時 3 2 分閉会